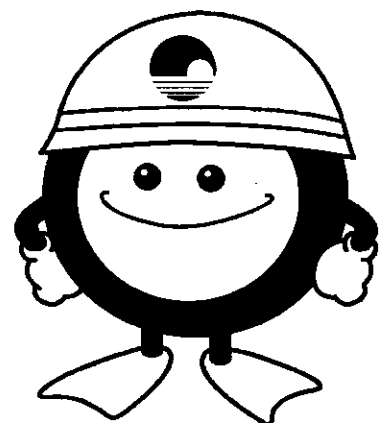


敷根地区で下水道工事を行います

～平成26年3月10日まで片側交互通行～

問合せ先 上下水道課 ☎②1200



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

交通規制等、ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご協力をお願いします

工事名 ①平成25年度本郷地区下水道管渠築造工事（第1工区）

②平成25年度本郷地区下水道管渠築造工事（第2工区）

工事目的 下水道管の新設 **工事箇所** 敷根地内（工事箇所図参照）

①工事期間 7月22日～平成26年3月10日 ②工事期間 8月19日～平成26年3月10日

※下図を参照してください。なお、原則、日曜、祝日及び年末年始は工事を休止します。

作業時間

午前8時30分～午後5時

交通規制

片側交互通行

※交通誘導員の指示に従い
通行をお願いします。

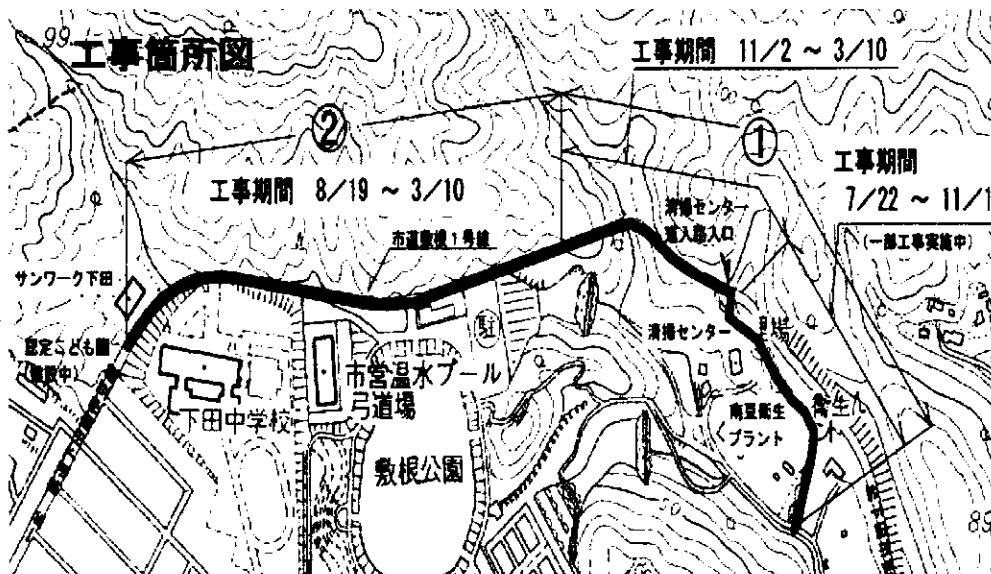
施工業者

①株式会社後藤組

☎②1738

②丸三工業株式会社

☎②0303



期限切れとなる

水道用水量水器の交換をします

平成25年度中に検定期間切れとなる水道用水量水器（メーター）口径 ϕ 13mm、約1,774個の交換を9月4日から12月20日までの期間行います。

期間中、下田市指定水道工事人（水道工事店）が該当するお宅を訪問し、交換をします。

作業中はご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

※口径20mm以上の交換は、平成26年1月から2月を予定しています。

水道用水量水器は無償の貸与品ですので、大切に管理をお願いします。

なお、水道用水量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替につきましては、個人が自費で依頼する工事となります。

◎なぜ交換しなくてはならないの？

計量法により、水道用水量水器の検定期間（使用期間）は8年と定められ、期限切れになる水道用水量水器は新品に交換しなければなりません。

適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換をします。

問合せ先 上下水道課 ☎②1200